証券コード4958
平成27年12月２日

株　主　各　位

（本店所在地）
東京都中央区日本橋本町四丁目４番14号
（本社事務所）
東京都中央区八丁堀四丁目６番１号
長谷川香料株式会社
代表取締役社長　近　藤　隆　彦

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月16日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成27年12月17日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前９時）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目４番６号
一般社団法人日本工業倶楽部２階（大会堂）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第54期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第54期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第６号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.t-hasegawa.co.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査した対象の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.t-hasegawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

［提供書面］

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本銀行の金融政策や政府の経済対策を背景に雇用情勢や企業収益等に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調にありました。

一方、消費税率引き上げ後の個人消費低迷の長期化や海外経済の動向等、景気を下押しするリスクが存在し、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

香料業界は、国内市場の成熟化、同業者間での競争激化、品質保証に関する要求増加など依然として厳しい状況にありました。

このような環境の中で、当社グループは製品の品質管理と安全性の確保を第一に、研究・技術開発力の一層の向上に努め、当社独自の高品質・高付加価値製品の開発に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は47,228百万円（前連結会計年度比5.1％増）と増収となりました。利益につきましては、営業利益は4,352百万円（前連結会計年度比0.7％減）、経常利益は4,852百万円（前連結会計年度比1.8％減）、当期純利益は3,043百万円（前連結会計年度比6.0％減）とそれぞれ減益となりました。

なお、海外連結子会社の売上高は、長谷川香料（上海）有限公司が前連結会計年度比22.8％の増収（現地通貨ベースでは同7.0％の増収）、T.HASEGAWA U.S.A., INC.が前連結会計年度比16.7％の増収（現地通貨ベースでは同0.1％の増収）となりました。

以下、部門別に事業の状況をご説明いたします。

［フレグランス部門］

化粧品、石鹸、シャンプー、洗剤、芳香剤などに使用されるこの部門の売上高は、長谷川香料（上海）有限公司の同部門の売上が増加したこと等

を主因に6,219百万円と前連結会計年度比2.6%増となりました。

［食品部門］

飲料、冷菓、菓子、即席麺スープなどに使用されるフレーバー及び各種エキス、フルーツ加工品、天然色素などのこの部門の売上高は、長谷川香料（上海）有限公司の同部門の売上が増加したこと及び新たに連結子会社となったPeresscol Sdn. Bhd.の売上が寄与したこと等を主因に41,008百万円と前連結会計年度比5.5%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,075百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度において建設継続中の主要設備

当社　本社　　本社事務所

当連結会計年度において稼働した主要設備

長谷川香料（蘇州）有限公司　食品部門の香料製造設備

③ 資金調達の状況

平成27年９月３日に第三者割当による自己株式の処分を行い、1,621百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、平成26年10月31日付でPeresscol Sdn. Bhd.（所在地 マレーシア クアラルンプール）の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 51 期 (平成24年９月期)	第 52 期 (平成25年９月期)	第 53 期 (平成26年９月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売　上　高	44,386百万円	45,104百万円	44,917百万円	47,228百万円
当期純利益	2,586百万円	3,518百万円	3,239百万円	3,043百万円
１株当たり当期純利益	62円28銭	84円73銭	78円00銭	73円16銭
総　資　産	80,872百万円	87,448百万円	91,946百万円	101,604百万円
純　資　産	61,789百万円	68,499百万円	72,796百万円	79,436百万円
１株当たり純資産額	1,487円87銭	1,649円47銭	1,752円97銭	1,872円30銭

（注）１．売上高に消費税等は含まれておりません。
２．長谷川香料従業員持株会専用信託(以下「従持信託」)が所有する当社株式は、１株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数（当連結会計年度を除く）及び期中平均株式数に含まれております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長谷川ビジネスサービス株式会社	100百万円	100%	農畜産物の加工及び販売
T. HASEGAWA U. S. A., INC.	19,700千米ドル	100%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（上海）有限公司	16,000千米ドル	100%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（蘇州）有限公司	15,500千米ドル	100%	各種食品香料の製造販売
Peresscol Sdn. Bhd.	2,746千マレーシアリンギット	100%	各種食品香料の製造販売

③ その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、海外経済の下振れリスクが存在し、先行きが不透明な状況が続くことが見込まれます。

一方、香料業界におきましても、各社のシェア獲得競争の一層の激化、品質保証に関する要求増加など厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で、当社グループは、「技術立社」の社是のもと、研究・技術開発力の一層の向上により、特徴のある差別化された製品開発を行う一方で、生産性の向上や業務全般の効率化によるコスト削減に努めてまいります。

また、少子高齢化に伴う成熟化が進行する国内市場でのシェア拡大に努める一方で、今後の当社の成長を追求するためには、東南アジアにおける拠点網の拡充をはじめ、グローバル展開を更に強化していくことが不可欠です。中国、東南アジアを中心としたアジア地域及び米国において、国・地域ごとに異なる嗜好を的確に捉えた香料開発を推進するとともに、必要に応じて将来の成長に向けた基盤強化のための人的資源、資金を投入することで、海外市場での業績拡大を目指してまいります。

部門別ではフレグランス部門につきましては、基礎研究を徹底し、安全性・安定性に優れた新しい香り創りにより、国内での更なるシェア拡大に注力いたします。海外におきましても市場調査及び嗜好性調査の結果を踏まえて現地の消費者に好まれる香り創りに努めてまいります。

食品部門につきましては、安心・安全の確保を第一に、引き続き健康志向に根ざした低糖・低塩・低脂肪の食品に美味しさをもたらす香料、安定性・持続性に優れた香料及び機能性のある香料の開発に取り組みます。また、当社独自の抽出・濃縮技術を生かした各種天然エキストラクトの開発、フルーツ加工品の生産技術の向上並びに新素材の開発にも注力いたします。更に、海外市場に対しまして、各国のユニークな嗜好に合った香料の開発に取り組んでまいります。

営業面におきましては、全社一丸となって得意先の潜在的な欲求であるウォンツを先取りしたソリューション提案を積極的に行っていくことで、販売シェアの拡大を目指してまいります。

生産面におきましては、合理的かつ効率的な生産体制の確立を目標に、生産設備の統合と更新・新設を進める一方で、生産技術の向上、製造方法の改良、物流体制の見直し、在庫水準の適正化や廃棄ロスの抑制等により一層のコスト削減に努めてまいります。

海外におきましては、アジア地域の需要を取り込むことによる業績の拡大を目標に、中国において長谷川香料（上海）有限公司の営業・研究体制の強化、拡充を進めてまいります。また、平成27年６月に長谷川香料（蘇州）有限公司の食品香料工場建設に係る第２期工事が完了し、今後も高まることが見込まれる香料需要に対応可能な体制が整いました。東南アジアでは、生産・販売拠点であるマレーシアのPeresscol Sdn. Bhd.と販売拠点であるタイのT. HASEGAWA（SOUTHEAST ASIA）CO., LTD.及びインドネシアのPT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIAとの連携を深め、営業活動をより一層強化していくことで売上拡大を目指してまいります。

また、米国では、T. HASEGAWA U.S.A., INC.の営業・研究体制強化を図り、現地顧客向けの積極的な営業活動により、業績拡大を図ってまいります。

株主の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

当社グループは当社、子会社８社及び関連会社２社で構成されており、各種香料（香粧品香料、食品香料、合成香料）、各種食品添加物及び食品の製造並びに販売と各項目の輸出入に関する業務を主たる事業にしております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年９月30日現在）

長谷川香料株式会社	当社	本社	東京都中央区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
		札幌営業所	北海道札幌市北区
		総合研究所	神奈川県川崎市中原区
		深谷工場	埼玉県深谷市
		板倉工場	群馬県邑楽郡板倉町
長谷川ビジネスサービス株式会社	子会社	本社	東京都中央区
		ファインフーズ工場	群馬県邑楽郡板倉町
T.HASEGAWA U.S.A.,INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州セリトス市
長谷川香料（上海）有限公司	子会社	本社・工場	中国上海市浦東新区
長谷川香料（蘇州）有限公司	子会社	本社・工場	中国蘇州市蘇州工業園区
上海長谷川香精貿易有限公司	子会社	本社	中国上海市外高橋保税区
T.HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD.	子会社	本社	タイ王国バンコク市
Peresscol Sdn. Bhd.	子会社	本社・工場	マレーシア クアラルンプール
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	子会社	本社	インドネシア共和国 南ジャカルタ市

(7) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,472名（174名）	152名増（17名増）

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。また、使用人数が前連結会計年度末と比べて152名増加したのは、平成26年10月31日付でPeresscol Sdn. Bhd.の全株式を取得し、連結子会社としたことなどによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
994名（83名）	3名減(1名減)	42.2歳	16.9年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株
② 発行済株式の総数　42,708,154株
③ 株主数　4,252名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
株式会社長谷川藤太郎商店	160,347	37.79
ｽﾃｰﾄ ｽﾄﾘｰﾄ ﾊﾞﾝｸ ｱﾝﾄﾞ ﾄﾗｽﾄ ｶﾝﾊﾟﾆｰ	84,720	19.96
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	20,000	4.71
長谷川香料従業員持株会	12,289	2.89
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	9,624	2.26
味の素株式会社	9,000	2.12
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	4,968	1.17
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00	4,771	1.12
ｴｽｼﾞｰｴｽｴｽ/ｴｽｼﾞｰﾋﾞｰﾃｨｰ ﾙｸｽ	3,506	0.82
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	3,095	0.72

（注）持株比率は自己株式(281,069株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏名	当社における担当 （重要な兼職の状況）
代表取締役会長	はせがわ　とくじろう 長谷川　徳二郎	（重要な兼職の状況） 公益財団法人長谷川留学生奨学財団理事長
代表取締役社長	こんどう　たかひこ 近藤　隆彦	社長執行役員、監査室・品質保証部管掌 （重要な兼職の状況） 長谷川香料（上海）有限公司董事長 長谷川香料（蘇州）有限公司董事長 T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director T.HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO.,LTD. Chairman
取締役	たにもと　たつお 谷本　達夫	副社長執行役員、フレーバー営業部門・フレグランス営業部門管掌
取締役	うみの　たかお 海野　隆雄	副社長執行役員、事務管理部門・国際部門管掌 （重要な兼職の状況） 長谷川ビジネスサービス株式会社 代表取締役 ブラザー工業株式会社社外監査役
取締役	ちの　よしあき 知野　善明	専務執行役員、生産部門管掌
取締役	さいとう　つかさ 斉藤　司	専務執行役員、研究部門管掌、総合研究所長
取締役	おぐり　しょういちろう 小栗　昭一郎	
常勤監査役	かたおか　こうじ 片岡　康二	
監査役	おがわ　のぶあき 小川　信明	（重要な兼職の状況） 小川・友野法律事務所共同代表
監査役	かせ　けんじ 加瀬　兼司	（重要な兼職の状況） 加瀬公認会計士事務所代表 トーソー株式会社社外取締役
監査役	おおかど　しんご 大門　進吾	

（注）１.取締役小栗昭一郎氏は社外取締役であります。
２.監査役小川信明氏、加瀬兼司氏及び大門進吾氏は社外監査役であります。
３.常勤監査役片岡康二氏及び社外監査役加瀬兼司氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役片岡康二氏は長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、当社中国子会社において総経理として経営全般に携わってまいりました。
・社外監査役加瀬兼司氏は公認会計士の資格を有しております。
４.当社は、小栗昭一郎氏、小川信明氏、加瀬兼司氏及び大門進吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５.小栗昭一郎氏は平成26年12月18日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって当社監査役を辞任いたしました。
６.平成26年12月18日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
(1)取締役長谷川徳二郎氏は、代表取締役社長兼社長執行役員(監査室・品質保証部管掌)から代表取締役会長に就任いたしました。
(2)取締役近藤隆彦氏は、代表取締役兼副社長執行役員から代表取締役社長兼社長執行役員(監査室・品質保証部管掌)に就任いたしました。
(3)取締役谷本達夫氏は、取締役兼専務執行役員から取締役兼副社長執行役員に就任いたしました。
(4)取締役海野隆雄氏は、取締役兼専務執行役員から取締役兼副社長執行役員に就任いたしました。
７.当事業年度中における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
(1)代表取締役会長長谷川徳二郎氏は、平成26年10月20日付で、公益財団法人長谷川留学生奨学財団理事長に就任いたしました。
(2)代表取締役会長長谷川徳二郎氏は、平成27年６月26日付でT.HASEGAWA U.S.A.,INC. Directorを、平成27年６月26日付でT.HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD. Chairmanをそれぞれ退任いたしました。
(3)代表取締役社長近藤隆彦氏は、平成27年６月26日付でT.HASEGAWA U.S.A.,INC. Directorに、平成27年６月26日付でT.HASEGAWA(SOUTHEAST ASIA)CO.,LTD. Chairmanにそれぞれ就任いたしました。
(4)監査役加瀬兼司氏は、平成27年６月26日付で日本テレビホールディングス株式会社の社外監査役を退任いたしました。
(5)監査役加瀬兼司氏は、平成27年６月25日付でトーソー株式会社の社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役に就任いたしました。
(6)監査役大門進吾氏は、平成27年６月26日付で東洋インキＳＣホールディングス株式会社の社外監査役を退任いたしました。
８.当社は、社外取締役小栗昭一郎氏、社外監査役小川信明氏、社外監査役加瀬兼司氏及び社外監査役大門進吾氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
長谷川　博　一	平成26年12月18日	任期満了	取締役
南　木　　昂	平成26年12月18日	任期満了	取締役兼専務執行役員
細　川　　誠	平成26年12月18日	任期満了	取締役兼専務執行役員
小　栗　昭一郎	平成26年12月18日	辞任	監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	10名	431百万円
監　査　役	5	44
合　　計	15	475

（注）１．取締役の支給人員には、平成26年12月18日に退任した３名の取締役が含まれております。

２．取締役の支給額には、平成26年12月18日に退任した３名の取締役の当事業年度に係る役員報酬が含まれております。また、社外取締役１名に対する支給額4百万円が含まれております。

３．監査役の支給人員には、平成26年12月18日に退任した１名の社外監査役が含まれております。

４．監査役の支給額には、平成26年12月18日に退任した１名の社外監査役を含む、社外監査役４名に対する支給額12百万円が含まれております。

５．取締役の報酬限度額は、平成23年12月21日開催の第50回定時株主総会決議において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

６．監査役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の第40回定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。

７．上記の支給額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金繰入額
　取締役　6名　35百万円
　監査役　1名　 1百万円

・当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額
　取締役　6名 142百万円
　監査役　3名　 7百万円（うち社外監査役２名　1百万円）

８．上記のほか、平成27年12月17日開催の第54回定時株主総会において付議いたします「第４号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、退任社外監査役２名に対し総額15百万円が支払われる予定であります。

９．上記のほか、平成27年12月17日開催の第54回定時株主総会において付議いたします「第５号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」が承認された場合には、取締役６名に対し915百万円及び監査役１名に対し33百万円が、退任時に支払われる予定であります。

④　社外役員に関する事項

社外取締役　小栗　昭一郎氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、平成26年12月18日に監査役を退任するまでに開催された取締役会２回中２回、監査役会２回中２回に出席いたしました。

また、平成26年12月18日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回中11回に出席いたしました。

経営分野での幅広い知識と実務経験を活かし、客観的立場から適宜貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

社外監査役　小川　信明氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

小川・友野法律事務所共同代表をしており、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席いたしました。

弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、客観的立場から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

社外監査役　加瀬　兼司氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

トーソー株式会社の社外取締役並びに加瀬公認会計士事務所代表をしておりますが、当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席いたしました。

公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かし、客観的立場から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

社外監査役　大門　進吾氏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

平成26年12月18日就任以降、当事業年度において開催された取締役会11回中11回、監査役会８回中８回に出席いたしました。

経営分野での幅広い知識と実務経験を活かし、客観的立場から適宜貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）1．重要な子会社のうち、T.HASEGAWA U.S.A.,INC.、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司及びPeresscol Sdn. Bhd.の４社は有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。また、有限責任監査法人トーマツの監査を受けている重要な子会社はありません。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）全役員及び全従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、かつ企業の社会的責任を果たすため、企業行動規範とコンプライアンス規程を定め、それを全役員及び全従業員に周知徹底する。

（2）違法行為の発生を未然に防ぎ、あるいは潜在する違法行為の放置、隠蔽を防ぎ、また、違法行為があったときは、その実態を早急に把握し、対策を協議し、是正していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置し、社内に違法行為がないか定期的に調査する。また、違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（3）全役員及び全従業員に対し、その職務の執行に係る法令等に関する研修・教育の実施等により、コンプライアンスを尊重する意識の醸成に努める。

（4）財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、その有効性を適正に評価する体制を構築する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書および記録管理規程を定める。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社グループは、「食の安全性」に関わるメーカーとして、品質保証理念をもって、安全性を第一に、顧客に満足いただける品質の製品の供給に努める。そのため当社は、代表取締役社長直轄の品質保証部を中心として、研究開発、原材料調達、生産、販売を含めた総合的な品質保証体制を構築する。また、子会社と連携して品質保証体制の改善を推進するとともに、関係会社管理規程に基づく子会社への品質監査を通じて、当社グループ全体の品質保証体制の充実を図る。

（2）リスク管理体制については、社内規程を整備し関連部署を中心にリスクの分析・管理、対応策の検討を行う。

（3）全社的あるいは当社グループとして対応が必要なリスクについては、関連部署あるいはグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置し、リスクの分析・管理、対応策の検討を行う。
（4）不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続規程及びその下位規程である事業継続要領を定め、当社の全役員及び全従業員に周知徹底する。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、中期３ヵ年経営計画（連結）を定め、会社として達成すべき目標を明確にする。
（2）当社は、定例取締役会を原則として月１回開催し、緊急を要する場合は臨時取締役会を適時開催する。
（3）当社は、代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議を設け、原則として毎週、必要な場合は臨時開催し、当社グループの経営戦略の立案及び当社グループ運営に係る重要事項を含む業務執行についての審議等を機動的に行う体制を構築する。

5．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（1）当社は、関係会社管理規程を設け、子会社管理担当執行役員及び子会社管理担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。子会社管理担当部署は、子会社の管理体制を適切に構築し、運用する。
（2）当社の代表取締役及び代表取締役が指名した執行役員で構成する戦略会議において、原則として月１回、子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第１項第５号イに定める取締役等をいう。以下同じ。）が子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告する。
（3）関係会社管理規程において、当社取締役会での承認が必要な承認事項、戦略会議への報告が必要な協議事項、報告事項を定め、適切に運用する。また、子会社管理担当執行役員は、子会社において、被災、事故、係争・紛争事件等、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事象が生じた、もしくは生じると予測される場合は、速やかに経緯、状況等を戦略会議に報告する。

6．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社の企業行動規範とコンプライアンス規程を子会社にも適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。また、当社子会社において違法行為の通報の受け皿として社内通報制度を設ける。

（2）当社の内部監査部門は、関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、子会社に対して内部監査を実施する。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を求めた場合には、必要な体制を構築し、人員を配置する。

8．前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。

（2）監査役を補助すべき社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生した、あるいは発生するおそれがあるとき、取締役又は従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

１０．当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

（1）当社グループの全役員及び全従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

（2）当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ各社における役職員からの内部通報の状況を確認し、その状況につき、当社のコンプライアンス委員会において定期的に当社監査役に対して報告する。

（３）当社の内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
（４）当社グループの全役員及び全従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

１１．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（１）当社は、相談者・通報者を保護し、一切不当な取扱いを行わないことをコンプライアンス規程に明記し、当社グループの全役員及び全従業員に周知徹底する。
（２）相談・通報を受けた窓口の担当者は、相談・通報の内容を関係者（前号に基づいて報告を受けるべき者を含む。）以外に伝達しない旨の守秘義務を負うとともに、相談者・通報者の希望があれば、所属部署、氏名、連絡先を会社に報告しないことを遵守する。

１２．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（１）監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
（２）監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

１３．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）役員と社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
（２）監査役は取締役会などの重要な会議に出席する。常勤監査役は戦略会議ほか、主要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告し、取締役の職務執行の状況を監査・監督し、経営チェック機能の充実を図る。
（３）監査役、内部監査部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努める。

１４．反社会的勢力排除のための体制

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、同勢力や団体からの不当な要求には断固たる行動をとるものとする。企業行動規範にこの主旨を定め、役員と社員が順守するよう徹底する。

平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案の発生時にはこれらの機関及び団体、弁護士等と密接に連携し、迅速かつ組織的に対処できる体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

1．取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議をいたしました。

2．監査役会を10回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況及び取締役の業務執行の監査、法令や定款等の遵守について監査いたしました。

3．業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

4．コンプライアンス体制や定款、規程上の問題の有無、各部門のリスク管理状況を把握するため、内部監査計画に基づき当社の業務について監査を実施いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に業績に応じた利益還元を図るため、連結ベースで配当性向35%程度を目途に中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めており、剰余金の配当は取締役会を決定機関としております。

当事業年度の年間配当につきましては、１株当たり30円の配当（うち中間配当15円）を実施することを予定いたしております。この結果、当事業年度の連結配当性向は41.0%となります。

内部留保資金につきましては、設備投資とグローバル化戦略の展開を図るための有効投資に使用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
平成27年５月８日 取締役会決議	622	15
平成27年11月６日 取締役会決議予定	636	15

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**49,744**	**流動負債**	**12,107**
現金及び預金	9,674	支払手形及び買掛金	5,896
受取手形及び売掛金	16,389	1年内返済長期借入金	5
有価証券	10,999	未払法人税等	863
棚卸資産	11,348	賞与引当金	1,054
繰延税金資産	624	役員賞与引当金	36
その他	713	資産除去債務	78
貸倒引当金	△4	その他	4,172
固定資産	**51,860**	**固定負債**	**10,061**
有形固定資産	**32,614**	長期借入金	151
建物及び構築物	17,517	繰延税金負債	2,237
機械装置及び運搬具	5,904	退職給付に係る負債	6,490
工具器具備品	1,182	役員退職慰労引当金	1,066
土地	6,555	資産除去債務	69
建設仮勘定	1,455	その他	46
無形固定資産	**2,540**	**負債合計**	**22,168**
投資その他の資産	**16,705**	**純資産の部**	
投資有価証券	15,742	**株主資本**	**69,509**
繰延税金資産	27	資本金	5,364
退職給付に係る資産	6	資本剰余金	7,292
その他	989	利益剰余金	57,173
貸倒引当金	△60	自己株式	△321
		その他の包括利益累計額	**9,926**
		その他有価証券評価差額金	8,404
		為替換算調整勘定	1,817
		退職給付に係る調整累計額	△295
資産合計	**101,604**	**純資産合計**	**79,436**
		負債・純資産合計	**101,604**

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		47,228
売上原価		29,949
売上総利益		17,278
販売費及び一般管理費		12,925
営業利益		4,352
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	196	
為替差益	183	
その他	115	548
営業外費用		
支払利息	10	
その他	38	49
経常利益		4,852
特別損失		
減損損失	61	
固定資産廃棄損	165	
投資有価証券評価損	12	239
税金等調整前当期純利益		4,613
法人税、住民税及び事業税	1,370	
法人税等調整額	199	1,569
少数株主損益調整前当期純利益		3,043
当期純利益		3,043

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式(従持信託所有分)	自己株式合計	株主資本合計
当期首残高	5,364	6,700	55,440	△1,351	△129	△1,480	66,025
会計方針の変更による累積的影響額			△64				△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,364	6,700	55,376	△1,351	△129	△1,480	65,961
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△1,245				△1,245
当期純利益			3,043				3,043
自己株式の取得				△0		△0	△0
自己株式の処分		591		1,030		1,030	1,621
自己株式の従持信託からの売却					129	129	129
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計	－	591	1,797	1,029	129	1,159	3,547
当期末残高	5,364	7,292	57,173	△321	－	△321	69,509

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,631	1,461	△322	6,771	72,796
会計方針の変更による累積的影響額					△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,631	1,461	△322	6,771	72,732
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,245
当期純利益					3,043
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					1,621
自己株式の従持信託からの売却					129
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,772	355	27	3,155	3,155
連結会計年度中の変動額合計	2,772	355	27	3,155	6,703
当期末残高	8,404	1,817	△295	9,926	79,436

貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**42,573**	**流動負債**	**10,519**
現金及び預金	6,933	支払手形	439
受取手形	983	買掛金	4,797
電子記録債権	1,219	未払金	1,671
売掛金	11,236	未払費用	1,478
有価証券	10,999	未払法人税等	658
商品	371	賞与引当金	890
製品	4,989	役員賞与引当金	36
仕掛品	155	資産除去債務	78
原材料	3,609	その他	467
貯蔵品	208	**固定負債**	**9,028**
繰延税金資産	476	退職給付引当金	6,049
その他	1,395	繰延税金負債	1,842
貸倒引当金	△4	役員退職慰労引当金	1,066
固定資産	**49,294**	資産除去債務	69
有形固定資産	**22,085**	**負債合計**	**19,548**
建物	9,755	**純資産の部**	
構築物	850	**株主資本**	**63,915**
機械装置	2,867	**資本金**	**5,364**
車両運搬具	69	**資本剰余金**	**7,292**
工具器具備品	780	資本準備金	6,554
土地	6,398	その他資本剰余金	737
建設仮勘定	1,361	**利益剰余金**	**51,580**
無形固定資産	**190**	利益準備金	394
ソフトウェア	190	その他利益剰余金	51,186
その他	0	圧縮記帳積立金	378
投資その他の資産	**27,018**	別途積立金	28,700
投資有価証券	15,609	繰越利益剰余金	22,107
関係会社株式	6,019	**自己株式**	**△321**
関係会社出資金	3,659	**評価・換算差額等**	**8,404**
関係会社長期貸付金	899	**その他有価証券評価差額金**	**8,404**
破産・更生債権等	10	**純資産合計**	**72,320**
その他	880		
貸倒引当金	△60		
資産合計	**91,868**	**負債・純資産合計**	**91,868**

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		36,081
売上原価		23,684
売上総利益		12,396
販売費及び一般管理費		9,560
営業利益		2,836
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	196	
その他	348	607
営業外費用		
支払利息	0	
その他	37	38
経常利益		3,405
特別損失		
減損損失	61	
固定資産廃棄損	159	
投資有価証券評価損	12	233
税引前当期純利益		3,172
法人税、住民税及び事業税	976	
法人税等調整額	126	1,103
当期純利益		2,068

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	従持信託所有分	自己株式合計	
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	5,364	6,554	146	6,700	394	361	28,700	21,366	50,821	△1,351	△129	△1,480	61,406
会計方針の変更による累積的影響額								△64	△64				△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,364	6,554	146	6,700	394	361	28,700	21,301	50,757	△1,351	△129	△1,480	61,342
当期変動額													
剰余金の配当								△1,245	△1,245				△1,245
当期純利益								2,068	2,068				2,068
自己株式の取得										△0		△0	△0
自己株式の処分			591	591						1,030		1,030	1,621
自己株式の従持信託からの売却											129	129	129
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	－				－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額						18		△18	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	－	－	591	591	－	16	－	806	822	1,029	129	1,159	2,573
当期末残高	5,364	6,554	737	7,292	394	378	28,700	22,107	51,580	△321	－	△321	63,915

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,631	5,631	67,038
会計方針の変更による累積的影響額			△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,631	5,631	66,973
当期変動額			
剰余金の配当			△1,245
当期純利益			2,068
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			1,621
自己株式の従持信託からの売却			129
圧縮記帳積立金の取崩			－
税率変更に伴う圧縮記帳積立金の変動額			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,772	2,772	2,772
当期変動額合計	2,772	2,772	5,346
当期末残高	8,404	8,404	72,320

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月４日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂　木　浩　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京　嶋　清兵衛	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、長谷川香料株式会社の平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長谷川香料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月４日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社
取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂 木 浩 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　京 嶋 清兵衛 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、長谷川香料株式会社の平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第５４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月６日

長谷川香料株式会社　監査役会

常勤監査役　片岡康二　㊞

社外監査役　小川信明　㊞

社外監査役　加瀬兼司　㊞

社外監査役　大門進吾　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第２項及び第35条第２項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第28条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
第4章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第28条（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第4章　取締役および取締役会 （取締役の責任免除） 第28条（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会 （監査役の責任免除） 第35条（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第5章　監査役および監査役会 （監査役の責任免除） 第35条（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役７名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	はせがわ　とくじろう 長谷川　徳二郎 (昭和13年12月５日生)	昭和38年４月　当社入社 昭和53年11月　当社取締役 社長室長 昭和55年12月　当社常務取締役 平成10年12月　当社代表取締役社長 平成13年10月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年12月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人長谷川留学生奨学財団理事長	101,432株
2	こんどう　たかひこ 近　藤　隆　彦 (昭和16年４月９日生)	昭和41年４月　当社入社 平成７年10月　当社理事 フレーバー事業本部フレーバー営業部統括部長 平成８年12月　当社取締役 フレーバー事業本部フレーバー営業部統括部長 平成10年12月　当社常務取締役 フレーバー事業本部副本部長 平成13年10月　当社取締役兼専務執行役員 平成18年12月　当社取締役兼副社長執行役員 平成26年９月　当社代表取締役兼副社長執行役員 平成26年12月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） （担当） 監査室・品質保証部管掌 （重要な兼職の状況） 長谷川香料（上海）有限公司董事長 長谷川香料（蘇州）有限公司董事長 T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director T.HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA) CO.,LTD. Chairman	30,580株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	たにもと　たつお 谷本　達夫 (昭和22年12月24日生)	昭和45年４月　当社入社 平成10年12月　当社理事 フレーバー事業本部フレーバー営業部フレーバー販売第７部長 平成13年10月　当社執行役員 フレーバー営業部フレーバー販売第３部長、商品関連部統括部長 平成16年12月　当社常務執行役員 フレーバー営業部統括部長 平成20年12月　当社取締役兼専務執行役員 平成26年12月　当社取締役兼副社長執行役員（現任） （担当） フレーバー営業部門・フレグランス営業部門管掌	15,200株
4	うみの　たかお 海野　隆雄 (昭和22年３月22日生)	昭和45年４月　株式会社三井銀行入行 平成16年６月　株式会社さくらカード代表取締役社長 平成20年６月　当社入社 常勤顧問 平成20年12月　当社取締役兼専務執行役員 平成26年12月　当社取締役兼副社長執行役員（現任） （担当） 事務管理部門・国際部門管掌 （重要な兼職の状況） 長谷川ビジネスサービス株式会社代表取締役 ブラザー工業株式会社社外監査役	11,500株
5	ちの　よしあき 知野　善明 (昭和25年１月25日生)	昭和47年４月　当社入社 平成15年12月　当社理事 商品関連部統括部長 平成18年12月　当社執行役員 深谷事業所副所長 平成23年12月　当社常務執行役員 深谷事業所長 平成26年12月　当社取締役兼専務執行役員（現任） （担当） 生産部門管掌	5,080株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	さいとう　つかさ 斉藤　司 (昭和27年５月15日生)	昭和50年４月　当社入社 平成17年12月　当社理事 フレーバー研究所副所長 平成19年12月　当社執行役員 フレーバー研究所副所長 平成24年12月　当社常務執行役員 総合研究所副所長兼フレーバー研究所長 平成26年12月　当社取締役兼専務執行役員（現任） 総合研究所長（現任） （担当） 研究部門管掌	13,400株
7	おぐり　しょういちろう 小栗　昭一郎 (昭和18年７月29日生)	昭和41年４月　日本火災海上保険株式会社入社 平成11年６月　同社取締役常務執行役員 平成12年６月　同社取締役専務執行役員 平成13年４月　日本興亜損害保険株式会社取締役専務執行役員 平成14年３月　日本ヒルトン株式会社専務取締役 平成14年12月　同社代表取締役社長 平成16年９月　財団法人アリオン音楽財団常務理事 平成17年12月　当社社外監査役 平成26年12月　当社社外取締役（現任）	ー株
※8	おおかど　しんご 大門　進吾 (昭和21年９月22日生)	昭和46年４月　凸版印刷株式会社入社 平成16年６月　同社取締役 平成20年６月　同社常務取締役 平成23年６月　東洋インキＳＣホールディングス株式会社社外監査役 平成26年12月　当社社外監査役（現任）	ー株

（注）１．※は新任候補者であります。

２．取締役候補者長谷川徳二郎氏が理事長を務めます公益財団法人長谷川留学生奨学財団と当社とは、賃貸借契約に基づく取引関係にあります。その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

３．小栗昭一郎氏及び大門進吾氏は社外取締役候補者であります。
４．小栗昭一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
５．小栗昭一郎氏は現在、当社の社外取締役でありますが、本定時株主総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は１年、監査役としての在任期間は９年となります。
６．当社は現在、小栗昭一郎氏を社外取締役として東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
７．当社は現在、小栗昭一郎氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
８．大門進吾氏につきましては、経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって当社監査役を任期満了により退任されます。
９．大門進吾氏の当社監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
10．当社は現在、大門進吾氏を社外監査役として東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、同氏の選任が承認可決された場合、あらためて社外取締役として同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
11．当社は現在、大門進吾氏との間において、社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認可決された場合、「第１号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、あらためて会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役４名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かたおか　こうじ 片岡　康二 (昭和27年６月19日生)	昭和50年４月　株式会社三井銀行入行 平成12年10月　株式会社三井住友銀行　豊中本町支店支店長 平成13年11月　同行　本店上席推進役 平成15年１月　当社入社 平成22年12月　当社執行役員 平成23年10月　長谷川香料（上海）有限公司総経理 平成25年４月　当社国際部付 平成25年12月　当社常勤監査役（現任）	1,400株
※2	やすだ　まきこ 保田　眞紀子 (昭和19年３月10日生)	昭和48年４月　弁護士登録・弁理士登録　協和特許法律事務所入所 昭和55年５月　保田法律特許事務所（現保田法律事務所）代表（現任） 平成12年３月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）社外監査役 平成18年６月　新生信託銀行株式会社社外監査役（現任） 平成22年４月　ＮＫＳＪホールディングス株式会社（現損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）社外監査役 （重要な兼職の状況） 保田法律事務所代表 新生信託銀行株式会社社外監査役	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※3	ゆはら　たかお 湯原　隆男 (昭和21年６月７日生)	昭和44年４月　日本化学工業株式会社入社 昭和46年５月　ソニー株式会社入社 昭和62年３月　ソニーインターナショナル・シンガポール副社長 平成15年６月　ソニー株式会社執行役常務兼ＣＦＯ 平成16年６月　同社コーポレートエグゼクティブ財務・ＩＲ担当 平成20年６月　株式会社ゼンショーホールディングス取締役 平成20年６月　株式会社リコー社外監査役（現任） 平成23年５月　株式会社ゼンショーホールディングス常務取締役兼ＣＦＯ 平成25年６月　株式会社モフィリア社外監査役（現任） 平成26年６月　亀田製菓株式会社社外監査役（現任） 平成27年６月　株式会社レオパレス21社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社リコー社外監査役 株式会社モフィリア社外監査役 亀田製菓株式会社社外監査役 株式会社レオパレス21社外監査役	－株
※4	なかの　しんいち 中野　眞一 (昭和24年３月24日生)	昭和50年10月　トゥシュ・ロス会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成３年７月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 平成10年７月　同法人（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成26年７月　公認会計士中野眞一事務所代表（現任） 平成27年６月　ＳＥＭＩＴＥＣ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士中野眞一事務所代表 ＳＥＭＩＴＥＣ株式会社社外取締役（監査等委員）	－株

（注）１．※は新任候補者であります。
２．保田眞紀子氏、湯原隆男氏及び中野眞一氏は社外監査役候補者であります。
３．各監査役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
４．保田眞紀子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．湯原隆男氏につきましては、企業経営の分野をはじめとする幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
６．中野眞一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
７．保田眞紀子氏、湯原隆男氏及び中野眞一氏の選任が承認可決された場合、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、３氏との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
８．保田眞紀子氏、湯原隆男氏及び中野眞一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任される小川信明氏、加瀬兼司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

対象となる監査役２名に対する支給予定額につきましては、本招集ご通知13頁をご参照ください。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
おがわ　のぶあき 小　川　信　明	平成15年12月　当社社外監査役 （現任）
かせ　けんじ 加　瀬　兼　司	平成15年12月　当社社外監査役 （現任）

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成27年11月６日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することをそれぞれ決議いたしました。

これに伴い、第２号議案「取締役８名選任の件」及び第３号議案「監査役４名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役（社外取締役を除く。）６名及び監査役１名に対し、本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。なお、支給時期については、各取締役及び監査役の退任以降とし、その具体的な金額、支給の時期及び方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

対象となる取締役６名及び監査役１名に対する支給予定額につきましては、本招集ご通知14頁をご参照ください。

なお、社外取締役については、従前より、役員退職慰労金制度の対象外となっております。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
長谷川　徳二郎	昭和53年11月　当社取締役 昭和55年12月　当社常務取締役 平成10年12月　当社代表取締役社長 平成13年10月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年12月　当社代表取締役会長（現任）
近　藤　隆　彦	平成８年12月　当社取締役 平成10年12月　当社常務取締役 平成13年10月　当社取締役兼専務執行役員 平成18年12月　当社取締役兼副社長執行役員 平成26年９月　当社代表取締役兼副社長執行役員 平成26年12月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）
谷　本　達　夫	平成20年12月　当社取締役兼専務執行役員 平成26年12月　当社取締役兼副社長執行役員（現任）
海　野　隆　雄	平成20年12月　当社取締役兼専務執行役員 平成26年12月　当社取締役兼副社長執行役員（現任）

氏　　名	略　　歴
知　野　善　明	平成26年12月　当社取締役兼専務執行役員（現任）
斉　藤　　司	平成26年12月　当社取締役兼専務執行役員（現任）
片　岡　康　二	平成25年12月　当社常勤監査役（現任）

第６号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件

当社取締役に対する報酬等の総額といたしましては、平成23年12月21日開催の第50回定時株主総会において年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、当社は、取締役の中長期的な業績向上と、株主価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、役員報酬制度を見直すこととし、本定時株主総会の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することとし、取締役（社外取締役を除く。）について、月額報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションから構成される報酬体系に移行するため、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

つきましては、上記金銭報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額140百万円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、当該新株予約権については、新株予約権の割当てを受ける各人に対して、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺する方法で支給することといたします。

なお、現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと８名（うち社外取締役２名）となります。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案により株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

(1)　新株予約権の総数
2,000個（新株予約権１個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株。ただし、下記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(2)　新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式200,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることの

できる株式の数の上限とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が、株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。

なお、上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、新株予約権の引受けを条件に割当対象者に付与される当社に対する報酬債権（報酬額は払込債権額と同額）をもって相殺するため、新株予約権と引き換えに金銭の払込をすることを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの財産の価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

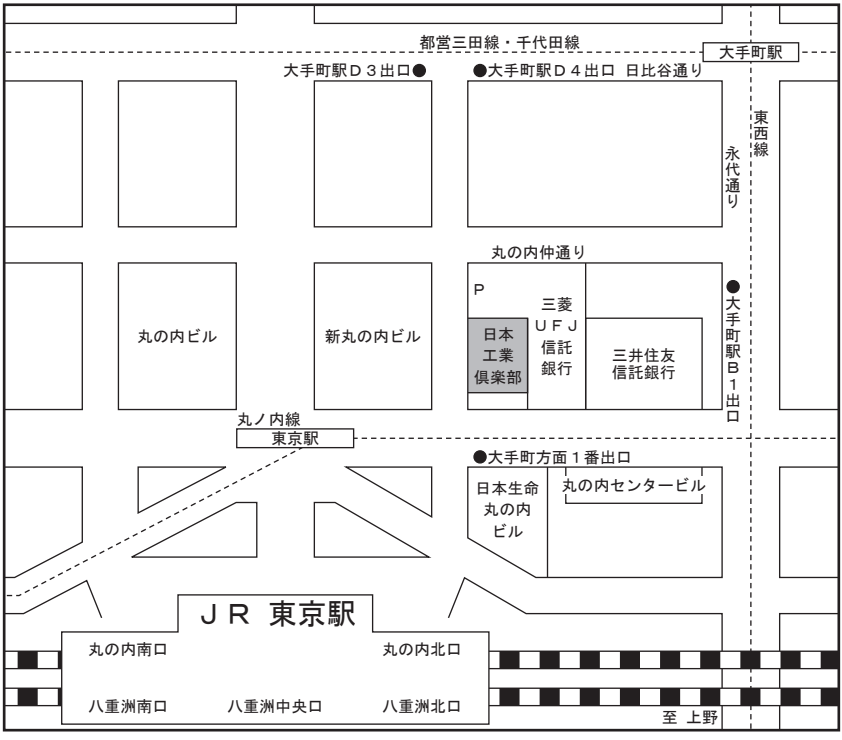
(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目４番６号
　　一般社団法人日本工業倶楽部２階（大会堂）
電話：03－3281－1711（代表）



○交通　ＪＲ「東京駅」丸の内北口より徒歩２分
地下鉄丸ノ内線「東京駅」より大手町方面１番出口すぐ
地下鉄千代田線、東西線、都営三田線「大手町駅」各出口より徒歩３分